

## チェーン店による飲食業への投資家が考慮すべき課題および 税務リスクとは？

人々の可処分所得の増加や生活様式の変化により飲食業に対する需要が増加しています。特に、ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市などの大都市では、外食の傾向があり、一般的な食堂から高級料理店に至る多様な需要が生じています。

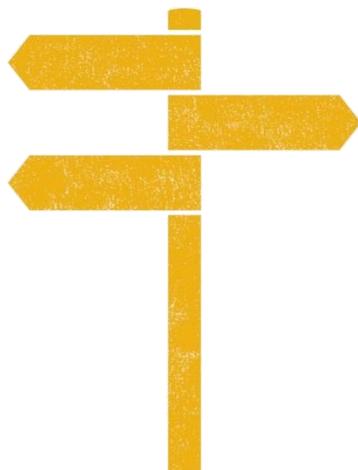
ベトナムにおける民間投資の傾向に関する直近の弊社 Grant Thornton による調査結果によれば、86%の回答が今後12ヶ月以内での投資活動増加を期待しています。この調査では、小売業と飲食業が、民間投資で最も魅力的な2つの業種だとされています。

今回の弊社 Grant Thornton からのニュースレターでは、飲食業（特にチェーン店による飲食業）にとっての投資法令、考慮すべき課題、税務リスクについての情報をご案内申し上げたく存じます。ご参考になれば幸いです。



# 1. 投資法令に関する留意事項

- WTO加盟時の誓約によれば、配膳サービスおよび飲料サービス (CPC 642 および CPC 643) は、条件付きで認可される業種になっており、「**加盟時から8年間、必要なサービスの提供がホテルの建設投資、改築、修復、または買収と並行して行える。その後は、無制限になる。**」とされています。
- 2015年1月11日以降、100%外国投資企業も、ホテルサービス、そして、配膳サービス (CPC 642) および飲料サービス (CPC 643) を含む飲食店サービスの認可を得ることが可能になっています。
- また、飲食店のチェーン店によるビジネスモデルには、支店の設立、または、本籍地または支店と同一の省・中央直轄都市の場合は通知により、異なる場所での営業店を設けるという特徴があります。
- 2014年企業法では、企業登録証明書への支店および営業拠点の名前、住所の記載が不要となっています。従って、チェーン店による飲食業を行う企業にとって、これらの情報を何度も変更することは障害ではなくなっています。但し、企業・支店の設立申請書類において、プロジェクトに関わる投資資本の調達能力、および、営業拠点として賃借する場所の賃貸側の法的書類について明確に説明する必要があります。



## 2. 税務リスク

- 現行の規定によれば、飲食サービスを行う企業は、付加価値税10%および法人所得税20%を納税します。また、活動形態によって、以下の手続きを行うことにもご留意下さい。
  - 付加価値税の申告納税方法を、控除法または見なしベースの直説法からの選択。
  - 本社と同じ省・中央直轄都市にある支店、および、本社と異なる省・中央直轄都市にある支店の付加価値税・法人所得税の税務登録および申告方法のやり方。
- 小売業、飲食業、サービス業を営む民間企業および世帯事業主に対して、**財政省が、税金徴収漏れ防止の検査計画を公布しました。**これによれば、税金徴収漏れ防止の検査は、全国的に実施されますが、特に、ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市、ハイフォン市、カントー市、カインホア省、バクニン省、クアンニン省、ビンズオン省、ヴィンフック省、クアンガイ省、ドンナイ省、バリアヴンタウ省などの大きな省、大都市に対して特に注力して実施します。
- **税金徴収漏れ防止の検査対象となる基準**は、民間企業および世帯事業主に対する現行のリスク管理規定に基づきますが、中でも留意すべき要素としては、事業活動に使用する面積が大きい、実際の事業規模が届出よりも大きい、ハノイ市やホーチミン市など大都市での世帯事業主については売上高が多くかつ恒常的な従業員数が10名超であるなどの基準があります。



### 3. チェーン店による飲食業への投資家が考慮すべき課題および税務リスクとは？

- 事業活動において考慮すべき課題としては以下のようなものが考えられます。
  - レストラン管理ソフトウェアの選択および導入。
  - 管理ソフトウェアと整合性があり、かつ、会計法の規定を遵守する会計システムのデザイン。
  - 日常的な経営判断を下すために必要な事業状況を把握するための各種報告書を含む管理会計システムの構築。
  - 内部管理システム、工程毎のフローの検査手続き、在庫・固定資産の管理システムの構築。
  - 採用方針、給与・賞与体系、労働法の規定に基づく社内規定、または、中核社員の採用および育成のための給与体系評価の構築。
  - 本社およびその他営業拠点でのインボイス管理。
- 税法の規定に従う遅滞のない正確な申告のための効果的なチェック、または、以下のような状況への対処。
  - 外国側パートナーとのフランチャイズ契約を締結する際に考慮すべき外国契約者税の影響、および、租税条約の適用可能性。
  - 自社の飲食店で接客をする際の税務リスク。
  - 売上計上およびインボイス発行のタイミング。
  - インボイスを受け取らない顧客への販売。サプライヤーへの支払いに関わる費用の損金算入可否。
  - 各種プロモーションに関わる税務上のリスク。および、
  - 税務調査、税務特別調査への対応。

ご不明の点などございましたら、弊社 Grant Thornton Vietnam の専門家へお問い合わせ下さい。



# 連絡先

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

## Hanoi Office

18<sup>th</sup> floor, Hoa Binh International Building  
106 Hoang Quoc Viet Street  
Cau Giay District, Hanoi  
Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

## Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

## Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com

## 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

## Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com



ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

## Ho Chi Minh Office

14<sup>th</sup> floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street  
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3910 9101

## Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

## Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com

## Tran Hong My

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com

## 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

## Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com